

資産等報告書に関する
審 査 報 告 書

平成28年9月5日

国分寺市政治倫理審査会

1 資産等報告書の提出状況

国分寺市政治倫理条例（平成13年条例第52号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により資産等報告書の提出を義務付けられている副市長1名、同条第2項の規定により資産等報告書の提出を義務付けられている市長、副市長2名、教育長（以下「市長等」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）24名並びに同条第3項の規定により資産等報告書の提出を義務付けられている当該職を退いた議員4名のうち3名は、資産等報告書を市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出した。

国分寺市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、市長等及び議員の資産等報告書を6月15日に市長より受け取り、審査を求められた。

2 審査の経過

平成28年7月14日及び9月5日に審査会を開催した。審査の概要は、次のとおりである。

第1回 7月14日（木） 資産等報告書の審査及び照会事項の検討

第2回 9月5日（月） 照会事項の確認並びに審査報告書の検討及び作成

3 照会事項及び回答状況

照会理由 第1回審査会において、資産等報告書を審査し、議員1名の資産等報告書に不明な点があったので理由について照会を求めた。照会事項は次のとおりである。

照会事項 資産等報告書の動産の自動車の記載について、添付書類として自動車検査証が付されていないが、その理由について確認を求める。

回答 照会の結果、市長から、当該議員の資産等報告書に記載されている自動車については、売却をしたため、添付書類として自動車検

査証を提出することができない旨の説明を国分寺市議会議長が本人から受けたとの回答を受けた。

4 審査及び資産等報告書の結果

審査会は、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するため、市長等及び議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するという条例の趣旨を十分に踏まえ、条例等（条例、国分寺市政治倫理条例施行規則（平成14年規則第4号）、国分寺市教育委員会教育長の政治倫理に関する規則（平成14年教育委員会規則第5号）及び国分寺市議会議員の政治倫理に関する規程（平成14年議会訓令第2号）をいう。）及び審査会で諮った審査方法により公正を旨として、市長等及び議員の資産等報告書の審査を行った。

審査の経過において、不明確とみられた事項については、文書による照会を行い、それに対する回答に関しても審査を行った。

審査の結果は、以下のとおりである。

(1) 資産等報告書中 (1)「資産等」に関する部分

ア「土地」、イ「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」、ウ「建物」、エ「預金・貯金」、オ「有価証券」、キ「ゴルフ場の利用に関する権利」、ク「貸付金」及びケ「借入金」について、不明確な記載は認められなかった。カ「動産」については、添付書類に不備があり、理由について照会を求めた結果、当該書類に係る動産を売却したため、提出することができない旨の回答を受けた。

(2) 資産等報告書中 (2)「収入、贈与等」に関する部分

ア「給与、事業収入、賃貸料、報酬、謝礼金、不動産譲渡収入その他これらに類する収入」について不明確な記載は認められなかった。イ「贈与及びもてなし」について、該当はなかった。

(3) 資産等報告書中 (3)「税等の納付状況」に関する部分

「税等の納付状況」について不明確な記載は認められなかった。

5 審査会の指摘・要望事項

資産等報告書の審査に当たり、平成14年度の審査会設置から14年間にわたり審査を行いやすくするために工夫すべき点、条例の趣旨をより生かすために改善すべき点等を、審査会の指摘・要望事項とし提言を行ってきた。

(1) 平成27年度は、条例の目的をよりよく活かし、審査が適正に行われるよう記載内容及び必要な添付資料について、10項目の提言を行った。一部改善された点も見受けられたが、今回も引き続き、未だ改善されていない点及び更に改善すべき点等について、以下の提言を行う。市長等及び議員におかれても、条例の目的を尊重し、以下の指摘・要望事項について十分検討していただきたい。

ア 就任年度以後の資産等は、条例の規定により増減のあったもののみを記載することとなっているため、報告書の記載内容だけでは資産等の内容を把握することができない。条例第5条第2項第3号の規定に基づき、資産等に変動がなかったものについては、“異同なし”と記入しているが、根本的な解決とはなっていないのが現状である。

市民にとってわかりやすい制度とする観点から、毎年度の資産等の増減のみならず、当該年度の報告のみで資産等の状況及び金額の把握ができるような改善を引き続き要望する。

イ 現行の資産等報告書の様式の中に、市長等及び議員が就任した年月日を記載する欄がないため、いつから当該職に就いたか不明確である。資産等報告書の審査を円滑に行うため、審査資料に記載欄を設けるなど改善を要望する。

ウ 預貯金については、所有する全ての普通預金を含む総額を開示し、かつ、その証明書類を添付することを求める。（審査会の平成14年度から

平成16年度までの3年続けての提言を受け、1口座につき1,000,000円を超える普通預金等を報告事項に含める改正を行ったことは、市民の理解を得ることや条例の実効性の担保の観点から評価するものである。さらに、所有する全ての普通預金を開示することで、資産の状況の把握がより厳格になされることとなり、市長等及び議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するという条例の目的の実現に資するものと考えため、引き続き提言するものである。)

- エ 資産等報告書の閲覧に関しては、条例第5条第7項の規定に基づき、市の掲示板への告示により周知しているが、閲覧者は少ないのが現状である。市報に閲覧が可能である旨が掲載されているが、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とした条例の趣旨を踏まえ、今後更に、資産等報告書の閲覧について市民に対して広く公表することも提言としたい。
- オ 資産等報告書を審査する上で、個人事業主の場合、兼業・兼職報告書の提出が求められていないため、その収入の出所について、毎年度確認しているところである。市民にとってわかりやすい制度とする観点から、個人事業主についても兼業・兼職報告書を提出するか、資産等報告書にその出所を明確にするなどの対応を求める。
- カ 株券及び株券以外の有価証券の金融商品を売却した場合については、売却による収入を「収入・贈与等」のアにおける「これらに類する収入」として整理し、資産等報告書に記載すべきである。この場合において、売却に係る経費を差し引く前の額を記載することが望ましい。
- キ 株券及び株券以外の有価証券の金融商品の取引の取引口座において源泉徴収手続が行われるため確定申告手続が不要である場合は、当該取引

口座の取引に係る証明書を資産等報告書の資料として添付させることが望ましい。

ク 固定資産を共有する場合における記載については、持ち分に係る部分のみを記載させることで足りると思われる。様式及び記載の仕方について工夫を求める。

(2) 今年度において、条例第5条第3項の規定により資産等報告書の提出を義務付けられている議員4名のうち1名からは、同項の規定にかかわらず資産等報告書が提出されなかった。このことについては、条例等の趣旨を踏まえた対応を市長に求める。

6 審査会委員

職名	氏名	職業
会長	佐々木 隆 志	大 学 教 授
副会長	長 野 啓 江	税 理 士
委員	吉 野 英 雄	税 理 士
委員	酒 井 雅 弘	弁 護 士